

岐阜県公報

号外(二) 平成二十七年 十月十三日

目次

公 示

公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事に関する総合評価一般競争入札公告

(河川課)

ページ

公 示

公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事に関する総合評価一般競争入札公告

公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事について、総合評価一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第四条の規定により公告する。

平成二十七年十月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 総合評価一般競争入札に付する工事

- (1) 仕様書番号及び工事名
工第27 U1号 公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 郡上市大和町内ヶ谷地内
- (3) 工事概要 重力式コンクリートダム
堤 高 84.2メートル
堤頂長 270.0メートル
堤体積 約330,000立方メートル
- (4) 工 期 契約締結日から平成35年6月30日まで
(約87か月間、約2,650日間)
- (5) 予定価格 事後公表(この工事は「予定価格事後公表」の試行案件である)
- (6) 低入札調査基準価格 有(失格判断基準 有)
- (7) 最低制限価格 無

| | |
|---|---|
| <p>(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>(9) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面での資料提出及び入札を行うこと（以下「紙入札方式」という。）ができる。</p> <p>(10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する事後審査型・総合評価落札方式（技術提案型）の試行工事である。</p> <p>(11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。</p> <p>2 入札参加資格に関する事項</p> <p>本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札である。</p> <p>共同企業体の構成員は3者又は4者で、その結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は次のとおりである。</p> <p>(1) 構成員の資格要件</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていること。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。</p> <p>オ 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）</p> | <p>から当該工事の落札決定の日までの期間内に受けていないこと。</p> <p>カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第155条の規定による土木工事業の特定建設業許可を受けていること。</p> <p>キ 建設業法に規定する土木一式工事に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の本工事業の公告日における客観点数が、代表構成員（共同企業体における出資比率が構成員のうち最大である者をいう。）にあつては1,000点以上、代表構成員以外の構成員のうち1者にあつては1,000点以上、その他の構成員にあつては930点以上であること。</p> <p>ク 土木一式工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する者を本工事業の契約工期の始まる時点で配置できること。ただし、当該者を本工事業の現場施工に着手する日（平成28年4月25日）までには専任で配置できること。</p> <p>ケ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき入札参加資格停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>コ 岐阜県が発注した工事のうち、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間に完成し、及び引渡し完了した土木一式工事の実績がある場合は、それら工事に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。</p> <p>カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>(ア) 対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。</p> <p>八千代エンジニヤリング株式会社 株式会社ニューゼック 株式会社エイト日本技術開発 株式会社クレリア</p> <p>(イ) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(i) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>(ii) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと</p> |
|---|---|

と（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合を除く。）。なお、関係がある場合において、辞退する者を決めることを目的として当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

㉞ 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

- (i) 親会社と子会社の関係にある場合
- (ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (iii) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(i)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が終了していない会社である場合を除く。

- (i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (iii) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - (iv) 及び(v)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 又 建設業法に規定する許可業種のうち、土木工事業の特定建設業許可を受けて5年以上営業をしていること又は同等の実績があること。
- セ 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ㉟ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- ㊀ 本工事に従事する監理技術者又は主任技術者は、本件の申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、当該雇用関係が3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- ㊁ 監理技術者にあつては、土木工事業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 出資比率に関する条件

構成員の各々の出資比率は、構成員が3者の場合は30%以上、4者の場合は20%以上であること。また、代表構成員は、構成員のうちより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員のうち最大とする。

イ 施工実績に関する条件

㉞ 代表構成員

代表構成員は、平成12年度以降申請期限日までに、元請（共同企業体の構成員として施工したものに限る。）として完成引渡しの済んでいる堤高40メートル以上のコンクリートダム（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章に規定するダムをいう。以下同じ。）本体工事業の施工実績を有すること（共同企業体の代表構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該実績が、国又は岐阜県が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

(4) 代表構成員以外の構成員のうち一者

代表構成員以外の構成員のうち一者は、平成12年度以降申請期限日までに、元請（共同企業体の構成員として施工した場合も含む。）として完成引渡しの済んでいる堤高40メートル以上のコンクリートダム本体工事業の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該実績が、国又は岐阜県が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

ウ 配置技術者に関する条件

㉞ 代表構成員

本工事に従事する代表構成員の監理技術者は、次の基準を全て満たし、かつ、本工事業の契約工期の始まる時点において配置できる者であること。ただし、本工事業の現場施工に着手する日（平成28年4月25日）までには専任で配置できる者であること。

- (i) ダム工事業総括管理技術者の資格を有する者であること。
- (ii) 平成12年度以降申請期限日までに、元請（共同企業体の構成員として施工した場合も含む。）として完成引渡しの済んでいる堤高25メートル以上のコ

ソクリートダム本体工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。

この場合において、共同企業体の構成員として監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限るものとする。

ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理技術者又は主任技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績を除く。

(イ) 代表構成員以外の構成員のうち1者

本工事に従事する代表構成員以外の構成員のうち1者の主任技術者は、次の基準を全て満たし、かつ、本工事の契約工期の始まる時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（平成28年4月25日）までには専任で配置できる者であること。

(i) 技術士（建設部門）、一級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であること。

(ii) 平成12年度以降申請期限日までに、示請（共同企業体の構成員として施工した場合も含む。）として完成引渡しの済んでいるソクリートダム本体工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。

この場合において、共同企業体の構成員として監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限るものとする。

ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理技術者又は主任技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績を除く。

(ウ) その他の構成員

本工事に従事するその他の構成員の主任技術者は、技術士（建設部門）、一級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、本工事の契約工期の始まる時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（平成28年4月25日）までには専任で配置できる者であること。

3 担当課

| 区分 | 担当課 | 電話番号 | 住所 |
|---------|---------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 入札担当課 | 岐阜県長良川上流河川開発工事事務所総務課管理調整係 | 0575 - 67 - 1111 (内線304) | 〒501 - 4292 郡上市八幡町初音17番2号郡上総合庁舎3階 |
| 工事担当課 | 岐阜県長良川上流河川開発工事事務所工務課工務係 | 0575 - 67 - 1111 (内線360) | |
| 契約担当課 | 岐阜県県土整備部河川課管理調整係 | 058 - 272 - 1111 (内線3732) | 〒500 - 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号岐阜県庁7階 |
| 申請受付担当課 | 岐阜県県土整備部河川課開発係 | 058 - 272 - 1111 (内線3723) | |

4 入札説明書及び設計図書等（発注図等を除く。）の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間

平成27年10月13日（火）午前9時から平成27年12月15日（火）午後4時までの県の機関の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）

(2) 交付方法

電子入札システム上に掲載した入札説明書等をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

電子入札システムにより交付が受けられない者は、次により閲覧することができる。

ア 閲覧期間

平成27年10月13日（火）から平成27年12月15日（火）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 閲覧場所

3の入札担当課

5 発注図等の交付期間、交付方法及び交付場所

(1) 交付期間

4の③のAに同じ。

(2) 交付方法

C D Rにより交付する。

(3) 交付場所
3の入札担当課

6 入札参加資格確認の申請等

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、次により、電子入札システムを用いて入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、入札参加資格は、開札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。なお、次に掲げる申請期間までに必要な資料を提出できない者は、本件入札に参加することはできない。

また、紙入札方式の場合は持参による提出に限り認めるものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

(1) 電子入札システムによる申請

ア 申請期間

平成27年10月13日（火）午前9時から平成27年11月12日（木）午後4時までの県の機関の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）

イ 申請方法

電子入札システムによる。

(2) 紙入札方式による申請

ア 申請期間

平成27年10月13日（火）から平成27年11月12日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 申請方法

持参により、申請書を提出するものとする。

ウ 提出場所

3の申請受付担当課

(3) 入札参加資格の確認結果は、平成27年12月4日（金）までに、電子入札システムによる申請の場合は電子入札システムにより、紙入札方式による場合は文書により通知する。

7 技術資料の提出方法等

この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、次により、電子入札システムを用いて技術資料を提出しなければならない。なお、技術資料のサイズが2メガバイトを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

また、紙入札方式の場合は持参による提出に限り認めるものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

(1) 電子入札システムによる提出

ア 提出期間

6の(1)のアに同じ。

イ 提出方法

電子入札システムの入札参加資格確認申請書入力画面に、技術資料を添付して提出するものとする。

(2) 紙入札方式による提出

ア 提出期間

6の(2)のアに同じ。

イ 提出方法

持参により、技術資料を提出するものとする。

ウ 提出場所

3の申請受付担当課

(3) 技術資料は、申請書とともに提出すること。

8 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、次の(1)により、電子入札システムを用いて提出すること。

また、紙入札方式の場合は、次の(2)により、持参による提出に限り認めるものとし、郵送又は電送による提出は受け付けない。

(1) 電子入札システムによる提出

ア 提出期間

平成27年10月13日（火）午前9時から平成27年12月7日（月）午後4時までの県の機関の休日を除く毎日（電子入札システム運用時間に限る。）

イ 提出方法

電子入札システムによる。

(2) 紙入札方式による提出

ア 提出期間

平成27年10月13日（火）から平成27年12月7日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

| | |
|--|--|
| <p>イ 提出方法 持参により、質問に係る書面を提出するものとする。</p> <p>ウ 提出場所 3の申請受付担当課</p> <p>(3) 質問に対する回答書は、平成27年12月11日（金）までに電子入札システムにより回答することとし、紙入札方式の場合は文書により回答することとする。なお、当該回答書は、次のとおり閲覧に供する。</p> <p>ア 閲覧期間 回答書の作成の日から平成27年12月15日（火）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 閲覧場所 3の入札担当課</p> <p>9 技術資料の審査 技術資料に対する審査及び評価は、内ヶ谷ダム本体工事総合評価委員会において行う。</p> <p>10 総合評価落札方式に関する事項 (1) 総合評価落札方式の仕組み 本工事の総合評価落札方式は、次により落札者を決定する方式とする。</p> <p>ア 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。</p> <p>イ 技術資料で示された実績等により最大28.5点の加算点を付与する。</p> <p>ウ 得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）が最も高い入札者を落札者として決定する。 詳細については、入札説明書において記載する。</p> <p>(2) 評価項目 次の項目を評価項目とする。</p> <p>ア 施工能力に関する事項</p> <p>イ タムコンクリートの品質管理に関する提案</p> <p>ロ 基礎掘削・基礎処理の施工管理に関する提案</p> <p>ハ 周辺環境における配慮事項に関する提案</p> <p>ニ 企業能力に関する事項</p> <p>ヒ 技術者の能力に関する事項</p> | <p>(3) 技術資料に関するヒアリングは、必要が生じた場合に行うものとする。</p> <p>(4) 県は、技術提案等の採用又は不採用を、入札参加資格の確認の通知に併せて通知する。なお、技術提案等を不採用とする場合には、その理由を付すこととする。また、入札参加希望者は、その技術提案等が不採用となった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができるものとする。</p> <p>(5) 県は、採用した技術提案等の内容がその後の技術環境の進展により一般的に使用されている技術として認められる状態になった場合には、当該技術提案等を無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権その他の排他的権利を有する技術提案等にあつては、この限りでない。</p> <p>(6) 技術提案等を通正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。</p> <p>(7) 性能等に関わる技術提案等が履行できなかつた場合であつて再度の施工が困難又は合理的でないと認められるときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。</p> <p>11 入札手続等に関する事項 入札書は、電子入札システムにより、(10)に定める積算内訳書とともに提出すること（発注者の承諾を得て、紙入札方式により提出する場合を除く。）。</p> <p>(1) 入札執行の日時 平成27年12月16日（水）午前10時</p> <p>(2) 入札執行の場所 〒501 4292 郡上市八幡町初音1727番2号 郡上総合庁舎5階5南会議室1</p> <p>(3) 電子入札システムによる入札の開始日時及び締切日時 平成27年12月14日（月）午前9時から平成27年12月15日（火）午後4時まで（電子入札システム運用時間に限る。）</p> <p>(4) 紙入札方式による入札 ア 入札書提出方法 持参又は郵送による提出を認めるものとし、電送による提出は受け付けない。</p> <p>イ 持参の場合 入札書の提出に合わせて、本件工事の入札参加資格確認通知書の写し及び積算内訳書を(2)の入札執行の場所に提出すること。</p> <p>ウ 郵送の場合</p> |
|--|--|

入札書の郵送に合わせて、本件工事の入札参加資格確認通知書の写し及び積算内訳書を郵送すること。また、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きで記載のうえ書留郵便等により確実に郵送すること。

ア 郵送先

3の入札担当課

イ 郵送期限

平成27年12月15日（火）午後4時（必着）

エ その他

紙入札方式による入札参加者は、再度の入札に対応できるよう開札に立ち会うものとし、次に掲げるものを持参すること。

ア 本件入札の入札参加資格確認申請書の写し

イ 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）

ウ 印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

- (5) 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立会いのもとに行う。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県の職員が立ち会うものとする。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立会いを行わないことがある。
- (6) 入札額が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札を保留とし、契約の内容及び履行されないおそれがあると認められるか否かについて、別に示す様式に基づき入札者からの事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。この調査期間に伴う工事の工期延長は行わない。

なお、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約をした場合は、監理技術者又は主任技術者とは別に、入札参加資格を満たす技術者を、専任で1名現場（工場）での製作の過程を含む工事では、製作工場を含む。）に配置することとする。ただし、技術者の配置は、代表構成員が行うこと。

(7) 開札後の入札参加資格の確認

落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うため、入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

ア 提出期間

平成27年12月17日（木）から平成27年12月18日（金）まで（受付時間は、午前9時から午後4時までとする。）

イ 提出場所

3の申請受付担当課

(8) 確認資料は、次により作成するものとする。

ア 入札参加資格で求める工事施工実績及び配置予定技術者の施工実績に係る確認資料

平成12年度以降申請期限日までに完成引渡しの済んでいる本件工事と同種の工事に限り記載し、作成すること。

イ 入札参加資格で求める許可業種の継続営業年数に係る確認資料
建設業法に規定する許可業種のうち、土木工事業の許可を受けた後、5年以上営業をしていること又は当該営業と同等の実績があることを証明する書類を作成すること。

ウ その他

ア 確認資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された確認資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された確認資料は、返知しない。

エ 原則として、申請期限日以降の確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ 確認資料の提出等に関する問い合わせは、3の申請受付担当課に行うこと。

(9) 評価方法及び落札候補者の決定方法等

ア 入札参加者の技術資料により評価項目の達成度を評価し、標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値（＝（標準点＋加算点）／入札価格×100,000,000）の最も高い者を落札候補者とする。また、評価値が標準点（100点）を（予定価格／100,000,000）で除した数値に対して下回らないこと。

イ 開札後に落札候補者から提出された確認資料を確認し、その結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者が行った入札を無効としたうえで、次順位者を落札候補者とし、当該者に確認資料の提出を求めるものとする。

ウ 入札参加資格要件を満たす落札候補者が2者以上ある場合は、くじによって落

札者を決定する。なお、この場合において、落札候補者は、くじを引くことを辞退することはできない。

エ 地方自治法施行令第167条の100の2第5項の規定により、落札者を決定しようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴く必要があるため、後日落札者を決定し、すべての入札参加者に対して通知する。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 初回の入札で落札者がいない場合には、24時間以内に再度入札を行うことがある。この場合、再度入札を行う旨の通知は、岐阜県電子入札システムにより行うとともに、開札場所において口頭で行う。なお、再度入札については、積算内訳書の提出は要しない。ただし、再度入札において低入札価格調査に該当した場合は、再度入札に対応する積算内訳書の提出を求めるものとする。

初回の入札において参加しなかった者、失格判断基準に該当する等の無効な入札をした者及び最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

キ 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできない。
ク その他入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び岐阜県会計規則に定めるところによる。

(10) 積算内訳書の提出
ア 入札書に記載する金額に対応した積算内訳書（様式は任意）を入札書とともに提出すること。

イ 積算内訳書の記載内容は、最低限、仕様書番号、工事名、会社名、費目区分別の金額及び税抜き合計額を明らかにすること。
ウ 積算内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、岐阜県会計規則第130条の規定により無効とすることがある。

- (ア) 積算内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
- (イ) 記載すべき項目を満たしていないもの
- (ウ) 一括値引きがあるもの

(ロ) 端数処理されているもの
(ハ) その他不備があるもの

エ 積算内訳書は、返却しない。
オ 積算内訳書は、入札書の参考として提出を求めるものであり、記載内容が契約の上で影響を及ぼすものではない。

カ 提出方法、提出先及び提出期限は、入札書の提出（③又は④）に同じ。

(11) 入札結果の公表
落札者を決定した日に、入札情報サービスにより結果を公表するとともに、3の入札担当課において閲覧に供するものとする。

(12) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
ア 一般競争入札の参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由に係る説明を、書面（様式は任意）の提出により求めることができる。

(ア) 提出期間
入札参加資格不適格通知をした日から起算して7日以内（県の機関の休日を除く。）とし、提出時間は午前9時から午後4時までとする。

(イ) 提出場所
3の申請受付担当課
(ウ) その他
書面は持参するもの限り受け付けることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 県は、理由の説明を求めた者に対し、アの(ア)に規定する期間の最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(13) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 免除
イ 契約保証金 納付。ただし、岐阜県会計規則第113条第3項に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。また、同規則第114条第2号(二)又は(三)に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(14) 入札の無効に関する事項
ア 本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書その他本件入札手続に係る書類において、虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札を行った者は、原則として再度入札に参加することはできない。

(7) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(7) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

(2) 入札書に記名押印がないとき（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。）。

(7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

(4) その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

イ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、本公告に示した入札参加資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とする。

(15) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(16) 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に仮契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

(17) 苦情申立て

入札参加資格の確認の結果、当該入札参加資格を認められなかったことに対して不服がある者又は落札者以外の者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、3の申請受付担当課に対して苦情申立てを行うことができる。

(18) 契約の時期

落札者決定後に仮契約を行い、岐阜県議会の議決後に本契約を締結する。

(19) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(20) 談合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第98条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

12 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(3) 申請書その他本件入札手続に係る書類に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき入札参加資格の停止となる。

(4) 落札者である共同企業体の構成員が、当該工事の本契約締結の日までに、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領に基づき入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要領に基づき入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(5) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない理由により、現場工事の施工に着手する日までに、確認資料に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を満たし、かつ資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置すること。
なお、現場工事の施工に着手する日までに、入札参加資格を満たし、かつ資料に記載した配置予定の技術者と同等以上の技術評価となる他の技術者を配置できない場合は、契約を解除する。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となる。

(6) 電子入札システムは、月曜日及び金曜日にあつては午前8時から午後6時まで、火曜日から木曜日までにあつては午前8時から午後12時まで稼働している（県の機関の休日を除く。）。稼働時間を変更する場合は、岐阜県電子入札案内ページ（URL <http://www.cals.pref.gifu.jp/>）で公開する。

(7) システム操作上の手引書としては、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル（受注者版）」を参考とすること。同マニュアルは、岐阜県電子入札案内ページで公開している。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、問合せの方法及び受付時間は岐阜県電子入札案内ページの「お問合せ」によること。

| | |
|--|---|
| <p>ただし、申請書類、応札等の締切り時間が切迫している等緊急を要する場合は、3の入札当選へ連絡すること。</p> <p>(9) 入札参加者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。</p> <p>(10) 電子入札システムを使用して提出された入札、申請書及び資料等は、県の使用に係る電子入札システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、県に到達したものとみなす。</p> <p>(11) 契約後 V E の扱い</p> <p>契約後 V E は、契約後に施工方法等に関する技術提案を受け付け、設計図書に定める工事的機能、性能を低下させることなく、請負金額を低減することを可能とする提案を行うことができるものであり、県は、提案を採用した場合は、設計図書を変更し、請負金額の変更を行うものとする。</p> <p>(12) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。</p> <p>(13) 本工事は、予定価格の事後公表の試行案件であるため、今後の運用の参考として実施するアンケート調査に協力すること。</p> <p>(14) 不明な点については、3の申請受付担当課に照会すること。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature of the services to be procured: Construction work of the Uchigatani dam</p> <p>(2) Contract fulfillment period: From the date of the contract through 30 June 2023</p> <p>(3) Date and time for the distribution of the tender documentation: i)Online: Every day from 9:00 a.m. 13 October 2015 through 4:00 p.m. 15 December 2015 (excluding weekends and national holidays) ii)Paper-based: Same as (3)i).</p> <p>(4) Period for the submission of bidding registration forms and relevant documents: i)Online: Every day from 9:00 a.m. 13 October 2015 through 4:00 p.m. 15 November 2015 (excluding weekends and national holidays) ii)Paper-based: Same as (4) i).</p> | <p>Submitting by mail, email or fax will not be accepted.</p> <p>Applicants will be notified of the screening results by 4 December 2015.</p> <p>(5) Date, time and place for the opening of bids and tenders: i)Online: The opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on 16 December 2015. Tenders must be submitted between 9:00 a.m. 14 December 2015 and 4:00 p.m. 15 December 2015. ii)Paper-based: The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 10:00 a.m. 16 December 2015 at the Meeting Room 5 South (5F of the Gifu Prefectural Government Complex in Gujo; 1727-2 Hatsune, Hachiman-cho, Gujo City) Tenders submitted by mail must be received by 4:00 p.m. 15 December 2015. Submitting by email or fax will not be accepted.</p> <p>(6) For further information, please contact: River Management Division, Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Tel: 058-272-1111 Ext. 3723</p> |
|--|---|

〒501-8570 岐阜県岐阜市山崎町1-1-1 岐阜県公報社
 〒501-8570 岐阜県岐阜市山崎町1-1-1 岐阜県公報社
 〒501-8570 岐阜県岐阜市山崎町1-1-1 岐阜県公報社

岐阜県公報社
 〒501-8570 岐阜県岐阜市山崎町1-1-1 岐阜県公報社